

高額療養費制度をご存知ですか？

まずは、当てはまるかをご確認下さい。

■ 70歳未満の人で、自己負担が3割の方が対象です。

高額療養費制度とは、長期入院や治療が長引く場合などで、1か月の医療費の自己負担額が高額となった場合に、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻される制度です(原則、申請することにより払い戻されます)。ただし、差額ベッド代や、食事療養費・入院時生活療養費などの自己負担額は対象になりません。

また、1か月とは1日から末日までのことで、自己負担額とは保険請求ごとに計算され、通院時と入院時に支払った費用なども、別々に限度額を超えている必要があります。

所得によって、医療機関でご負担される金額も変わってきます。下記図(2)を参照願います。また、食事療養費にかかる標準負担額(食事費用)の金額も所得によって変わってきますので、下記図(1)の担当窓口までご相談ください。

この制度を利用するには、事前に健康保険限度額適用認定申請書を提出し、健康保険限度額適用認定証の交付を受けて、これを医療機関の窓口提出してください。

■ ご持参品 印鑑、保険証 (第三者の方が、手続きされる際は、身分証明が必要となります。)

		図(1)
国民健康保険加入者	加入されている市町村の保険給付窓口(高額療養担当窓口)へ	
健康組合保険加入者	事業所等の保険担当窓口へ	
共済組合健康保険加入者 政府管掌健康保険加入者 (協会けんぽ)	健康保険証に記載されている社会保険事務所(協会けんぽ)等へ	

※ 詳しくは、加入されている高額療養費担当窓口へお問い合わせ下さい。

■ 高額医療費制度の適用範囲

70歳未満の人の1か月あたりの医療費の自己負担限度額

条件	1か月あたりの上限	1年の間に該当月が4回あった人の4回目以降の上限	図(2)
			負担区分
標準報酬月額が53万円以上の被保険者およびその被扶養者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円	A
一般(上記2つに該当しない人)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	B
生活保護の被保険者や市区町村 民税非課税世帯など	35,400円	24,600円	C

※ ご不明な所がございましたら、医事課担当窓口までお問い合わせ下さい。

医療法人 さくら会
さくら会病院
電話(072)366-5757